

## 平成26年度分からの変更

### ○ 個人住民税均等割税率の改正（平成26年度分から平成35年度までの10年間の臨時的措置）

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関する地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）」が公布され、地方公共団体が実施する防災のための事業に対する費用の財源を確保するため個人住民税（市民税及び県民税）の均等割の標準税率が引き上げとなりました。

- ・ 県民税均等割・・・県民税均等割の標準税率（現行1,800円うち800円県民緑税）  
について、500円を加算した額 2,300円
- ・ 市民税均等割・・・市民税均等割の標準税率（現行3,000円）について、500円  
を加算した額 3,500円